【ダウンロード用】

優先利用申込書(保育士用)

(あて先) 保健福祉センター所長

平成	任		
 ///		$\overline{}$	

	〒 -
住所	
保護者氏名	
児童氏名	

下記勤務先において保育業務に従事するため、大阪市保育施設等の利用調整に関する事務取扱要綱第7条の2に基づく優先利用を申込みます。

なお退職、内定辞退、就労条件の変更等により、利用開始前に同条に規定する条件を満たさなくなった場合、利用内定を取消されることについて異議はありません。

以下、事業所記入欄(申込者本人が記入した場合は無効となります。)

下記の者は、勤務証明書のとおり、保育士として保育業務に					
― 従事している・	従事予定であ	<u>る</u> ことを証明します。			
勤務 (予定)者名					
勤務先施設名称					
		所 在 地			
証明年月日		事業者名			
平成 年 月	B B	代表者名	ED		
		電話番号			

(注意事項)

保育士資格を証する書類(保育士証又は保育士登録の申請を行っていることがわかるもの)の 写しを添付してください。

下記優先利用の条件の下で勤務しない場合は、優先利用による内定を取り消すことがあります。 保育施設等の空き状況によっては、この優先利用申込によっても希望の保育施設等を利用でき ない可能性があります。

大阪市外の保育施設等については、この優先利用の対象外となります。

大阪市保育施設等の利用調整に関する事務取扱要綱(抄)

第7条の2 申込児童の保護者のいずれかが保育士(大阪府内に係る国家戦略特別区域限定保育士を含む。)であって、大阪市内に所在する保育施設等(利用調整時点において保育施設等としての認可を受けているものに限る。)において直接雇用により勤務する(月20日以上かつ週30時間以上又は週5日以上かつ日6時間以上勤務する又は勤務予定である場合に限る。)ために利用調整申請があった場合、第4条第1項の規定にかかわらず、当該児童について、前条の規定による利用調整に次いで優先的に利用調整を行う。